

新発田市子ども読書活動推進計画



令和4年3月

新発田市教育委員会

目次

第1章 新発田市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進・・・・・・・・ 3
 - (2) 子どもの読書活動推進に向けた環境の整備・・・・・・・・ 3
 - (3) 子どもの読書活動を推進する広報・啓発活動の推進・・ 3

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

- 1 乳幼児への取組（おおむね5歳まで）・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 小学生世代への取組（おおむね6歳から12歳まで）・・・・ 6
- 3 中学生世代への取組（おおむね13歳から15歳まで）・・・・ 8
- 4 高校生世代への取組（おおむね16歳から18歳まで）・・・・ 10
- 5 支援を必要とする子どもへの取組・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 計画の推進

- 1 普及啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

参考資料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1章 新発田市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、テレビ、スマートフォン、インターネット、SNS等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「活字離れ」、「読書離れ」が指摘されています。

新発田市においても、「活字離れ」、「読書離れ」の傾向は例外ではなく、令和3年度に実施した全国学力・学習状況調査では、「平日、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」の問いに対し、「1時間以上読書する」と答えた小学6年生は15.1%（県13.5%、国18.2%）、中学3年生は14.9%（県12.9%、国14.1%）となっています。また同問いに対し、「全くしない。10分より少ない」と答えた小学6年生は48.6%（県43.8%、国38.7%）、中学3年生は49.7%（県49.0%、国49.8%）となっており、約半数の小中学生がほとんど読書をしていない状況となっています。

子どもの読書活動とは、「本を読む」ことはもちろん、「読み聞かせを聴く」、「図書館から本を借りる」、「読書後に感想画や感想文をかく」、「本から得た知識や情報を活用する」など、子どもが主体的に本に親しみ、本の世界を広げたり深めたりする活動のことです。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{※1}では、このような読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（同法第2条）とされ、家庭・学校・地域・図書館等が連携・協力し、社会全体で読書活動の推進を図ることが求められています。

このため、国ではこの法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、新潟県においても「新潟県子ども読書活動推進計画」を策定しています。

新発田市においては、「新発田市まちづくり総合計画」に基づく施策の1つに「生涯学習の拠点施設としてすべての市民の学びを支える情報拠点たる図書館の管理運営」を掲げ、主な取組として「子どもの読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育む取組を進めます。」としています。

また、「新発田市立図書館基本方針」では、基本理念を「すべての人たちの学びを支え培う、知と情報の拠点 一ひと、まち、活動をつなぎ、歴史をつむぐ」と定め、これに基づく方針の1つを、「子どもの心を豊かに育む図書館」とし、「幼い時期から本に親しむ機会の提供と環境の整備」、「読書習慣の形成に向けた支援」、「読書活動を支えるボランティアの養成と支援」、「学校図書館との連携と支援」を掲げ、市立図書館

^{※1} 「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としている。

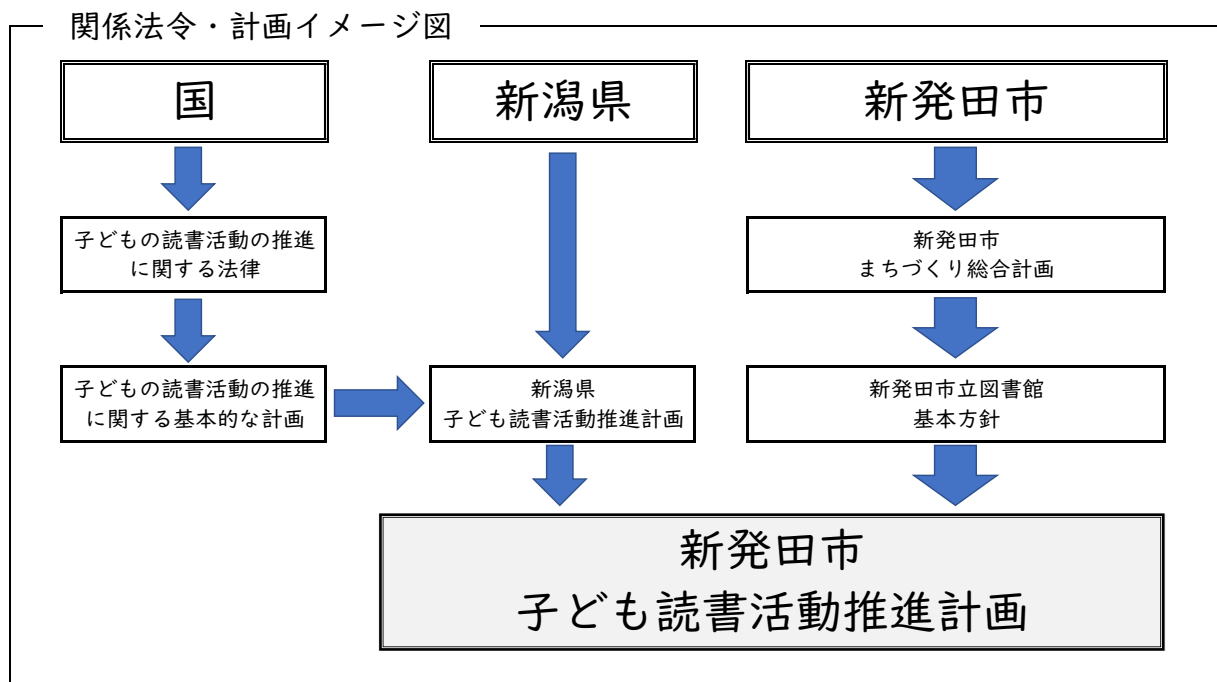
では図書館運営を進めています。

「新発田市子ども読書活動推進計画」は法律に基づき、国や県の計画を基本としながら、「新発田市まちづくり総合計画」や「新発田市立図書館基本方針」を踏まえ策定したものです。

計画の実施期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、見直しにあたっては、国や県との整合性を図りながら、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて行うこととします。

※この計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとします。



2 基本方針

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

0歳から18歳に至るまで、発達段階に応じて読書活動を行うことは、非常に重要です。年齢段階が進むにつれて、子どもの「活字離れ」、「読書離れ」が進む傾向があることから、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を推進します。

(2) 子どもの読書活動推進に向けた環境の整備

家庭、地域、学校、市立図書館等においては、子どもが自主的に読書活動のできる機会や情報の提供、本を身近に感じ、読書に親しめる環境づくりに努めます。

また、子どもの読書活動には、本を楽しむ機会を作ってくれる人や支援する人が必須です。読み聞かせをする保護者や保育園、幼稚園、認定こども園の先生、学校図書館、市立図書館などで本の楽しさを伝える司書やボランティアなどの存在は欠かせません。

なお、電子図書館や電子書籍の購入など、時代に応じた読書環境の整備に努めていく必要があるため、今後も情報収集や調査・研究を行います。

(3) 子どもの読書活動を推進する広報・啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深めることが重要であることから、様々な機会を通して広報・啓発活動を推進します。

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

子どもの読書活動を「乳幼児」、「小学生世代」、「中学生世代」、「高校生世代」、「支援を必要とする子ども」と対象別に取組を区分けし、各場面に応じて様々な取組を推進します。

Ⅰ 乳幼児への取組（おおむね5歳まで）

乳幼児期は子どもの感性や情操、言語能力等を形成する重要な時期であり、本に触れた体験が生涯にわたる読書習慣に大きな影響力を及ぼします。

絵本の読み聞かせは、子どもの「心」と「言葉」を育て、創造力を豊かにするとともに、抱っこぬくもりの中で絵本を読んでもらうことは、大切なコミュニケーションの機会ともなります。

また、保育園、幼稚園、認定こども園等においては、図書コーナーを設置し、乳幼児が本を手にする環境を整え、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、読書体験の楽しさを伝えていきます。

主な取組

【 家庭 】

①家庭での読み聞かせ

赤ちゃんの時から読み聞かせを通じて家族で本を楽しみ、それを繰り返していくことで、子どもの読書習慣の基礎が作られていきます。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

②家読（うちどく）の推進

家読（うちどく）は、「家族ふれあい読書」の略語で、家族で同じ本を読み、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うことで、家族間のコミュニケーションが図られます。「家読」の習慣を作り、家族の絆を深めます。

③本のある環境づくり

家庭の中に本がある環境を作ることが大切です。図書館や保育園等から本を借りたり、事業などに参加して、子どもの発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方についての情報を得ることが望めます。

【 市 】

④保護者への働きかけ

子どもの読書活動を推進するためには、保護者に読書の意義や重要性について、知ってもらうことが必要です。そのため、乳幼児健診や保育園、幼稚園、認定こども園

も園、市立図書館などを通じて、理解を深めてもらえるよう保護者へ働きかけを行います。

⑤ブックスタート事業の推進

ブックスタート事業では、生後3か月健診時に、保護者に絵本を配付し、読み聞かせ体験を通じて、あたたかいふれあいの大切さに気づく場を設定しています。単なる配付ではなく家庭内で絵本を介して、ふれあいが定着するよう取り組むことが重要です。

⑥保育園、幼稚園、認定こども園、市立図書館などの図書環境の充実

各園等では、図書コーナーを設置していますが、更に充実させる余地があります。市立図書館の団体貸出制度を活用するとともに、各園等が連携し、乳幼児がより一層本を手取るような環境になるよう図書等の充実を図ります。

⑦読み聞かせやおはなし会の実施

市立図書館では、子どもたちに本やおはなしの楽しさを体感してもらうため、定期的に絵本や紙芝居の読み聞かせ、おはなし会を実施しています。子どもにとっては、様々な本に触れる機会が増え、保護者にとっては、読み聞かせに適した本や子どもが好きな本などを知ることができ、家庭で読み聞かせなどを行う際の参考になります。

2 小学生世代への取組（おおむね6歳から12歳まで）

小学生世代は、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく時期であり、小学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

しかし、学年が進むにつれて本を読まない児童が増加する傾向にあり、学校における読書活動を一層充実させることにより、読書することの意義と楽しさを実感させ、望ましい読書習慣の確立を図ることが必要です。

学校図書館には、

- ①児童の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- ②児童の学習活動を支援するなどの「学習センター」としての機能
- ③児童や教職員の情報ニーズに対応するなどの「情報センター」としての機能が
必要とされています。

小学校では、今後も関係機関等と連携しながら、校長のリーダーシップのもと、自校の特色を活かした学校図書館運営を行っていきます。

児童が読書を通じて新しい知識や言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、表現力や想像力を高めることができるよう、学校、市立図書館などが連携し、児童の最も身近にある学校図書館の環境を整え、学校教育を通じて読書活動の推進を図っていくことが必要です。

市立図書館では、団体貸出や読み聞かせ、おはなし会、調べ学習の受入れなど児童が本と出会い、読書の楽しさを実感できる環境づくりに努めます。

主な取組

【 家庭 】

①家読（うちどく）の推進

家読（うちどく）は、「家族ふれあい読書」の略語で、家族で同じ本を読み、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うことで家族間のコミュニケーションが図られます。「家読」の習慣を作り、家族の絆を深めます。

【 小学校 】

②読み聞かせの実施

児童を対象に、市立図書館やボランティアの協力を得ながら、読み聞かせやおはなし会を行います。

児童は、読み聞かせやおはなし会を通じて自らの読書習慣を形成していきます。

③朝読（朝読書）の実施

読書の楽しさを知り、子どもの自主的な読書につながるように、始業前などの時間を利用した読書活動を行います。

④学校図書館の環境整備

児童が行きたくなるような魅力的な学校図書館を目指し、多様な図書に触れる機会を持てるよう蔵書の充実と各教科等の教育活動を支える蔵書構成に努めます。

⑤夏休み等長期休業日の学校図書館開放

夏休み等の長期休業日には、児童が気軽に学校図書館を活用し、読書や調べ学習が行えるよう、日にちを定め学校図書館を開放します。

⑥市立図書館との連携

児童の読書活動、多様化する調べ学習や総合的な学習の時間などにおいて、団体貸出の資料を有効に活用するなど、市立図書館との連携を図ります。

【市】

⑦市立図書館資料の整備・充実

児童の様々な興味、関心などに応える魅力的な市立図書館となるよう、蔵書の整備・充実に努めます。

また、調べ学習や総合的な学習の時間などに活用する蔵書の充実を図ります。

⑧子どもや保護者を対象とした事業の実施

市立図書館では、ボランティアの協力を得ながら、子どもたちに本やおはなしの楽しさを体感してもらうため、読み聞かせやおはなし会、イベント、季節の絵本やおすすめの本の展示などを実施します。

⑨市立図書館の図書資料を活用した調べ学習等への支援事業

市立図書館の図書資料を活用した調べ学習や「しばたの心継承プロジェクト」などの推進につながるような事業を実施します。

また、団体貸出により資料の提供を行います。

⑩情報発信

市立図書館が所蔵する児童図書や読み聞かせ、おはなし会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報をインターネットや「広報しばた」などを利用して情報発信していきます。

⑪市立図書館への見学の受入

市立図書館の利用方法や読書の楽しさを伝えることを目的とした館内見学などを通じて、利用の推進に努めます。

3 中学生世代への取組（おおむね13歳から15歳まで）

中学生世代は、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。また、自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向もあり、特に学校種間の接続期において、生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向があることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることも重要です。

小学校同様、中学校の学校図書館においても、「読書センター」や「学習センター」、「情報センター」としての機能が必要とされています。

市立図書館には、ニーズに応じた資料の充実、ティーンズコーナーや学習スペースの設置等、生徒が気軽に足を運び、図書を借りたくなるような環境づくりに努めることが必要です。

こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要です。

主な取組

【 家庭 】

①家庭での読書の推進

中学生世代は受験や部活動で読書をする時間を取ることが難しい世代ではありますが、学校図書館や市立図書館などを利用し、自主的に本を借りるなどして読書をすることは重要です。

【 中学校 】

②朝読（朝読書）の実施

読書の楽しさを知り、子どもの自主的な読書につながるように、始業前などの時間を利用した読書活動を行います。

③学校図書館の環境整備

生徒が行きたくなるような魅力的な学校図書館を目指し、多様な図書に触れる機会を持てるよう蔵書の充実と各教科等の教育活動を支える蔵書構成に努めます。

④図書委員会活動の推進

図書委員会等を中心とした生徒会活動を一層活性化させ、学校図書館を利用して子ども同士で読書を広める活動や子どもが相互にお薦め本を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動等により読書への関心を高め、生徒の自主的・自発的な読書活動の充実を図ります。

⑤夏休み等長期休業日の学校図書館開放

夏休み等の長期休業日には、生徒が気軽に学校図書館を活用し、読書や調べ学習が行えるよう、日にちを定め学校図書館を開放します。

⑥市立図書館との連携

生徒の読書活動、多様化する調べ学習や総合的な学習の時間などにおいて、団体貸出の資料を有効に活用するなど、市立図書館との連携を図ります。

【市】

⑦市立図書館の資料の充実、環境整備

生徒の様々なニーズに応じた資料や学習、進路選択に関する資料の充実、ティーンズコーナーや学習スペースの設置等、生徒が気軽に足を運び、図書を借りたくなるような環境づくりに努めます。

また、調べ学習や総合的な学習の時間などに活用する蔵書の充実を図ります。

⑧市立図書館の図書資料を活用した調べ学習等への支援事業

市立図書館の図書資料を活用した調べ学習や、「しばたの心継承プロジェクト」などの推進につながるような事業を実施します。

また、団体貸出により資料の提供を行います。

⑨情報発信

市立図書館が所蔵する図書や子どもの読書活動の機会に関する情報をインターネットや「広報しばた」などを利用して情報発信していきます。

⑩市立図書館への職場体験の受入

市立図書館への理解を深めてもらうことを目的とした職場体験などを通じて、利用の推進に努めます。

4 高校生世代への取組（おおむね16歳から18歳まで）

高校生世代は、自己を確立していく時期であり、様々なことに興味を持つ一方で、生活の中で読書の時間を設けにくくなっていくこともあり、本を読まない生徒が増加する傾向にあります。

高校生世代は、資料を適切に読むことができ、興味に応じた多様な読書ができるようになることから、生涯を通じた読書活動の充実を図る上でも重要な時期になります。

そのため、ニーズを的確に把握し、読書意欲の喚起につながるような資料収集や情報提供を行うことが重要です。

主な取組

【市】

①高校生世代向け資料の充実

学習や進路選択に関する資料、ティーンズ向けの図書など、高校生世代のニーズを的確に把握し、読書に興味を持ってもらえるよう資料の充実を図ります。

また、探究学習の支援となるよう総合的な探究の時間などに活用する蔵書の充実を図ります。

②市立図書館への来館機会の増加

市立図書館では、学習の機会と場の提供や参加型イベントを開催することで来館を促し、市立図書館の雰囲気を感じ、その良さや活用方法を知ってもらうことで、持続的な来館、読書習慣へとつなげます。

③高校生世代を意識した情報発信

高校生世代に市立図書館への興味を持ってもらえるようインターネットを活用し、新刊情報やイベント情報などを積極的に発信し、より一層の利用促進を図ります。

④読書への関心を高める取組

高校生世代は、友人等同世代から受ける影響が大きい傾向があることから、友人等からの働き掛けを伴う、子ども同士で本を紹介するような事業の展開を図ります。

⑤高等学校との連携

市立図書館にある資料をより有効に活用してもらうため、高等学校に対し団体貸出制度のPRを行うとともに、市立図書館の利用促進を目的に、毎月の新刊図書について情報提供するなど、高等学校との連携を図ります。

5 支援を必要とする子どもへの取組

通常の読書活動が困難で特別な支援が必要な子どもに対しては、それぞれの状況に応じた支援を行う必要があります。

また、市内に在住する日本語以外を母国語とする子どもの読書活動を支えるために、利用案内の整備をはじめ、外国語の資料収集や様々な情報提供を行う必要があります。

これらを踏まえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」※²（以下読書バリアフリー法）の趣旨に基づき、障がいの状況に応じたきめ細かな読書活動の支援に取り組んでいきます。

主な取組

【市】

①資料の充実

支援を必要とする子どもに対し、LLブック（やさしく読みやすい本）、点字絵本、録音図書、大活字本、外国語の図書・絵本など、それぞれのニーズにあわせた資料の充実を図ります。

②諸条件の整備・充実

支援を必要とする子どもに対するサービスとして、市立図書館においては、筆談等によるコミュニケーションの確保や利用の際の介助など、一人ひとりの状況に合わせた支援に努めます。

また、県立図書館や県視覚障害者情報センター（旧点字図書館 平成29年4月1日に名称変更）と連携し読書環境の整備に努めます。

③職員の資質向上

読書バリアフリー法が制定されたことから、市立図書館職員の資質向上のための研修を実施します。県立図書館等に講師派遣を依頼し、障がい者サービスの考え方、様々な障がいやその支援方法等を学び、資質向上を図ります。

【特別支援学校】

④市立図書館との連携

本に親しみ、社会性を育む場として市立図書館の見学を行います。また、市立図書館からの団体貸出を活用し、たくさんの本に触れる機会を提供します。

※² 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」は障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的としている。

第3章 計画の推進

1 普及啓発活動

本計画は、子どもの読書環境整備を社会全体で取り組んでいこうとするものです。そのため、本計画を広く周知して、子どもの読書活動を推進します。

家庭、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、市立図書館など、子どもや読書に関わる取組を行う機関・団体の連携・協力によって横断的な取組を行い、子どもの発達段階に応じた読書活動を進めていくことが必要です。

2 成果指標

計画の推進にあたっては、下記の指標を設け、現状値を基に評価・検証を行います。

No.	成果指標		現状値	目標値 (令和8年度)
1	平日、1日当たり1時間以上 読書する児童生徒の割合	小学6年生	15.1%	16.6%
2		中学3年生	14.9%	16.4%
3	平日、1日当たり全く読書を しない、10分未満しか読書 をしない児童生徒の割合	小学6年生	48.6%	47.1%
4		中学3年生	49.7%	48.2%
5	市立図書館における児童書の貸出冊数		105,575冊	増加
6	0～18歳の貸出利用者数		15,090人	増加
7	読み聞かせを実施している小学校数		15校中 14校実施	全校実施

※1～4は全国学力・学習状況調査から引用（令和3年度調査）

※5～7は市立図書館調べ（5、6は令和2年度実績。7は令和3年度実績）

【参考資料】

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日)

(法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動

推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

新発田市子ども読書活動推進計画

令和4年3月

編集・発行 新発田市教育委員会中央図書館
〒957-0055
新発田市諏訪町 1-2-12
TEL 0254-22-2418
FAX 0254-28-9951
URL <https://www.lib-shibata.jp>
E-mail tosyokan@city.shibata.lg.jp